

大分大学教育マネジメント機構基盤教育センター細則

令和3年2月22日制定

令和3年細則第4号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学教育マネジメント機構規程（令和3年規程第3号）第7条第2項の規定により、大分大学（以下「本学」という。）の教養教育科目の体系的な企画及び実施を統括するとともに、教職課程の運営を実施するために設置する、大分大学教育マネジメント機構基盤教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教養教育科目に関すること。
- (2) 教育面の大学開放の推進に関すること。
- (3) 生涯学習の推進に関すること。
- (4) 教職課程の運営に関すること。
- (5) その他本学の基盤教育に関し必要な事項

(構成)

第3条 センターは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
 - (2) センター次長
 - (3) 教育マネジメント機構の教員 1人
 - (4) その他機構長が必要と認める者
- 2 前項第3号及び第4号の委員は、機構長が指名する。

(センター長)

第4条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 センター長は、学長が指名する学長特命補佐又は学長補佐をもって充てる。

(センター次長)

第5条 センター次長は、センター長を補佐し、センター長が欠けたとき、又は事故があるときはその職務を代行する。

- 2 センター次長は、本学の教員のうちから、センター長の申出により、機構長が指名する。
- 3 センター次長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センター次長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第6条 機構に、次の各号に掲げる委員会を置く。

- (1) 教養教育委員会
 - (2) 生涯学習推進委員会
- 2 前項各号の委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、学生支援部教育支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、令和3年3月1日から施行する。
- 2 大分大学全学教育機構専門部会細則（平成20年細則第11号）は、廃止する。

附 則（令和3年教育マネジメント機構細則第5号）

この細則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年教育マネジメント機構細則第1号）
この細則は、令和4年7月1日から施行する。